

(本) 二十年以上ハ一ヶ月を標準とし二ヶ月を標準ス

(二) 十年以上二十未満ハ一ヶ月を標準とし二ヶ月を標準ス

(八) 五年以上十未満ハ一ヶ月を標準とし二ヶ月を標準ス

(ロ) 一年以上五未満ハ一ヶ月を標準とし二ヶ月を標準ス

(下) 一年未満ハ各日給五十分を標準ス

一、官營工場ニ在リテハ限リて支給スルコト

一、官營工場ニ在リテハ限リて支給スルコト

一、官營工場ニ在リテハ限リて支給スルコト

一、官營工場ニ在リテハ限リて支給スルコト

一、官營工場ニ在リテハ限リて支給スルコト

一、官營工場ニ在リテハ限リて支給スルコト

一、官營工場ニ在リテハ限リて支給スルコト

財團法人協同會大阪支所

2 辭職者ニ對スル退職手當ヲ左ノ如ク制定支給スルコト

(イ) 勤続三年以上五年未満ハ解雇手當ノ十分ノ二

(ロ) 同五年以上十年未満ハ十分ノ四

(ハ) 同十年以上二十年未満ハ十分ノ六

(ニ) 同二十年以上ハ十分ノ八

3 功績賞與制ヲ制定シ毎年末ニ左ノ割合ヲ以テ支給スルコト

(イ) 二年以上十五日分三年以上二十日分以下壹ケ年ヲ増ス毎ニ十五日分

十五日分

4 請負制度ヲ撤廢シ酬増金ヲ本給ニ繰入ルルコト

5 昇給俸ヲ改正シテ一階級ヲ五錢トシ一年ニ二回以上ハ必ズ昇給スルコト

給スルコト

6 平均給ノ制限ヲ撤廢スルコト

7 日曜祭日祝日其他官營工場特殊ノ休日ニハ日給全額支給スルコト

コト